

令和3年度 第2回 四国中央市農業委員会

総会議事録

四国中央市農業委員会

令和3年度第2回農業委員会総会日程表

日 時 令和3年5月7日（金） 午後1時30分～
場 所 JAうま総合経済センター 会議室
招集者 四国中央市農業委員会会長 高橋 博

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
日程第5 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
日程第6 議案第4号 農地台帳登載願について
日程第7 議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
日程第8 諮問第1号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

出席委員（18名）

2 尾 藤 元 一	3 高 橋 忠 明	4 横 尾 昇	5 押条和司朗
6 中 泉 敏 則	7 鈴 木 修 三	8 篠 原 京 子	9 星 川 俊 夫
10 高 橋 博	11 坂 上 宏	12 眞 鍋 晴 豊	13 鈴 木 博 美
14 高 橋 藤 信	15 鈴 木 和 治	16 鈴 木 秀 幸	17 寺 尾 悟 志
18 則 友 祝 幸	19 石 川 武 将		

出席農地利用最適化推進委員（22名）

2 石 川 茂	3 薦 田 悦 男	4 森 川 雅 之	5 石 川 俊 治
6 佐 藤 保 之	8 鎌 倉 静 夫	9 尾 崎 之 隆	10 喜 井 仁 志
11 村 上 紘 一	12 三 宅 恒 久	13 紀 井 正 明	14 受 川 清 男
15 河 村 一 碩	17 鈴 木 一 郎	18 眞 鍋 聖 二	19 川 上 雅 司

20 渡 辺 昇 21 越 智 寧 22 村 上 佳 清 23 近 藤 良 啓

24 高 橋 祥 志 25 鈴 木 敏 也

欠席委員（1名）

1 大 西 嘉 一 郎

欠席農地利用最適化推進委員（3名）

1 脇 純 樹 7 宇 高 勉 16 合 田 篤 夫

出席した職員

事務局長 篠 原 敬 三 次 長 大 西 か お り

係 長 武 村 美 保 係 長 三 村 真 都 華 主 査 金 子 愛 弓

第2回 四国中央市農業委員会総会 議事録

開会 令和3年5月7日(13:30~)
JAうま経済センター2階 会議室

局 長 みなさん、ご起立願います。

局 長 「礼」ご着席ください。

局 長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会 長 (会長挨拶)

議 長 只今の出席委員数は、18名であります。

議 長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議 長 よって、第2回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 これより、会議を開きます。

議 長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議 長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、

1番 大西 嘉一郎 委員

から欠席届がありましたので、ご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の

1番 脇 純 樹 委員

7番 宇 高 勉 委員

16番 合 田 篤 夫 委員

より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、

12番 眞鍋 晴豊 委員

13番 鈴木 博美 委員

を指名いたします。

議長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。

議長 報告を求めます。武村 係長

武村 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」報告いたします。

番号1の案件については、令和3年3月16日解約。

番号2の案件については、令和2年12月20日解約。

番号3の案件については、令和3年3月28日解約。

番号4の案件については、令和3年3月28日解約。

以上、4件の解約通知がありましたので報告します。

議長 以上で報告を終わります。

議長 日程第3、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による 許可申請について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。大西 次長

大西 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による 許可申請について」説明いたします。

申請案件すべて、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

番号1の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利のため申請するもので、許可後は米、里芋の栽培を予定しています。

番号2と3の案件については、受人が同一人のため、まとめて説明します。両件ともに、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後はみかんの栽培を予定しています。

番号4の案件については、売買による所有権移転で、4筆中1筆は小作地開放です。近隣で耕作便利のため申請するもので、許可後は水稻や柑橘の栽培を予定しています。

番号5の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利のため申請するもので、許可後はみかんの栽培を予定しています。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1番、について質疑ありませんか。

委 員 特に異議ありません。

議 長 続きまして2番

委 員 2番、3番について4月28日に譲受人立会いの下、現地調査を行いました。以前は、既存植物や雑木等の伐根作業を行っており誤解を招く形であったようですが、伐根作業が終了し、ほぼ整地できている状態で、みかんやブドウの栽培に向け準備を進めていることが確認できましたので、問題ないと思います。

議 長 4番

委 員 4番、5番特に異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声。)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第4、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。大西 次長

大西 それでは、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」説明いたします。

申請件数は11件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」ともに満たしております。

番号1の案件について、受人は、太陽光発電事業を営む法人であり、日当たりが良く、太陽光発電事業に適している申請地を譲り受けての太陽光発電施設建設で、申請地は、小集団の農地であり、転用することは、やむを得ないと思われま。

番号2の案件について、受人は宅地建物取引業を営む法人であり、現在申請地周辺地域での住宅建築の需要が高まっていることから、生活施設から近く、住環境の整った申請地を譲り受けての分譲宅地造成で、申請地は、第3種農地であり、許可基準からみても、転用することは、問題ないと思われま。

番号3と4の案件については、受人が同一人のため、まとめて説明しま。

受人は製袋業を営む法人であり、現在、従業員の駐車場が不足しているため、工場から近く、利便性の高い申請地を譲り受けての露天駐車場建設で、申請地は、第3種農地であり、許可基準からみても、転用することは、問題ないと思われま。

番号5の案件について、受人は、建設業及び太陽光発電事業を営む法人であり、日当たりが良く、太陽光発電事業に適している申請地を譲り受けての太陽光発電施設建設で、申請地は、狹隘で周辺の土地と高低差があり、

耕作するには適地ではないため、転用することは、やむを得ないと思われます。

番号6の案件について、受人は太陽光発電事業を営む法人であり、日当たりが良く、太陽光発電事業に適している申請地を譲り受けての太陽光発電施設建設で、申請地は、農地としての機能を十分に有さず、生産性も低い農地であるため、転用することは、やむを得ないと思われます。

番号7の案件について、受人は現在、妻の実家に居住していますが、手狭になったため、申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地は、将来的に市街地化が見込まれる地域であるため、転用することは、やむを得ないと思われます。なお、すでに造成されているため、始末書が提出されています。

番号8の案件について、受人は現在、実家に居住していますが、近々、結婚し、婚約者の実家の近隣に新居を建築するため、申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地は、将来的に市街地化が見込まれる地域であるため、転用することは、やむを得ないと思われます。

番号9の案件について、受人は現在、賃貸共同住宅に居住していますが、手狭になったため、申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地は、将来的に市街地化が見込まれる地域であるため、転用することは、やむを得ないと思われます。

番号10の案件について、受人は現在、自家用車を近隣の貸駐車場に保管しており、保管場所に苦慮しているため、申請地を譲り受けての自家用駐車場建設です。申請地は、第3種農地であり、許可基準からみても、転用することは、問題ないと思われます。

番号11の案件について、受人は、宅地建物取引業を営む法人であり、生活施設から近く、住環境が整った申請地を譲り受けての建売住宅建築で、

申請地は、将来的に市街地化が見込まれる地域であるため、転用することは、やむを得ないと思われます。

番号12と13の案件については、受人が同一人のため、まとめて説明します。受人は、製造業を営む法人ですが、従業員の増員により、駐車場が不足していることから、申請地を譲り受けての露天駐車場建設で、申請地は、既存施設の隣接地であるため、転用することは、やむを得ないと思われます。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願いします。

議長 番号1番

委員 特に異議ありません。

議長 2番

委員 特に異議ありません。

議長 3番

委員 3番、4番特に異議ありません。

議長 5番

委員 5番、6番特に異議ありません。

議長 7番

委員 特に異議ありません。

議長 8番

委員 特に異議ありません。

議長 9番

委員 特に異議ありません。

議 長 10番

委 員 特に異議ありません。

議 長 11番

委 員 特に異議ありません。

議 長 12番

委 員 12番、13番特に異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声。)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。よって、議案第2号は、「異議がない旨の意見」とすることとし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議 長 日程第5、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく、「農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。三村 係長

三 村 それでは、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく、「農用地利用集積計画の承認について」説明いたします。

番号1の案件については、2年7か月の使用貸借です。

番号2の案件については、5年間の賃貸借です。

番号3から10の案件については、5年間の使用貸借です。

番号11の案件については、5年間の使用貸借です。

番号12の案件については、1年間の使用貸借です。

番号13から21については再設定ですので説明は省略します。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。なお、番号13番から21番については再設定であります。

議 長 これより、質疑にはいります。
委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議 長 番号1番、質疑はありませんか。

委 員 特に異議ありません。

議 長 2番

委 員 特に異議ありません。

議 長 3番から10番

委 員 特に異議ありません。

議 長 11番

委 員 特に異議ありません。

議 長 12番

委 員 特に異議ありません。

議 長 番号13番から21番までの再設定について質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声。）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認」について、「支障がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第3号は、「支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議 長 日程第6、議案第4号、「農地台帳登載願について」を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。金子 主査

金 子 それでは、議案第4号、「農地台帳登載願について」説明いたします。
番号1の案件については、農地台帳登載申請があり、4月8日に地元推進
委員とともに現地調査を行いました。
以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。
これより、質疑にはいります。
委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議 長 番号1番

委 員 4月8日に現地調査をいたしました。去年は倒木があったとのことでした
が、現在は片づけられており、ゆずや柿の木等が植えられていました。ま
た、夏野菜を植える準備をされており、しっかりとした管理がなされてい
ると確認できました。今後、営農を継続できると判断しましたので、農地
台帳の登載について問題ないと思います。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声。)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第4号、「農地台帳登載願について」、原案のとおり農地台帳に登載す
ることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。よって、議案第4号は、原案のとおり登載すること
に決しました。

議 長 日程第7、議案第5号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」
を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。金子 主査

金子 それでは、議案第5号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」説明いたします。

農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件を満たすこととなります。適格性を有するかどうかの証明につきましては、農業委員会が行うこととなっており、最終的に農地の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。

番号1の案件については、令和3年4月13日に申請者、地元農業委員、事務局で現地調査を行いました。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 申請者は、これまでも農業に従事しており、納税猶予を受ける適格性については問題ないと思います。また、4月13日に現地調査を行いました。米、里芋、果樹等の作付けを行っており、しっかりと管理がされていることが確認できましたので、問題ないと思います。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 （「特になし。」との声。）

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第5号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、原案のとおり「適格者として証明」することに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 （挙手全員）

- 議 長 挙手全員であります。よって、議案第5号は、原案のとおり「適格者として証明」することに決しました。
- 議 長 日程第8、諮問第1号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。
- 議 長 議案の説明を求めます。金子 主査
- 金 子 それでは、諮問第1号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」説明いたします。
- 番号1の案件については、個別除外の案件です。申請者は、土木事業及び養殖業や農産物の販売等に関する事業を営む法人ですが、業績も好調で、現在は、外国人技能実習生を受け入れております。今回、外国人実習生が居住している、賃貸共同住宅の経年劣化が著しく、現施設を取り壊し、新たに共同住宅を建築する必要があります。また、社員駐車場についても、現在、他企業の駐車場を借用している状態であり、大型車両の駐車場も不足しているため、駐車場の整備拡大が必要です。そこで、所有地において検討しましたが、利用可能な施設及び建設可能な敷地がなく、申出地以外に条件を満たす土地がなかったため、今回やむを得ず農用地区域からの除外申請をするものです。なお、2筆中1筆については、耕作権が付いており、合意解約後、転用申請を行う予定です。
- 議 長 以上で、議案の説明は終わりました。
- 議 長 これより、質疑にはいります。
- 議 長 番号1番、質疑はありませんか。
- 委 員 特にありません。
- 議 長 ほかに、質疑はありませんか。
- 委 員 （「特になし。」との声。）
- 議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第1号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」は、「変更しても支障がない旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は、「変更しても支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

議 長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

委 員 (「特になし。」との声。)

議 長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局 長 事務報告

議 長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。

これをもちまして、第2回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間 (14 : 10)

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 高 橋 博

委 員 眞 鍋 晴 豊

委 員 鈴 木 博 美